令和７年度三重県内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第５項の規定により、同条第４項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和８年９月29日

三重県監査委員　村　上　　亘
三重県監査委員　倉　本　崇　弘
三重県監査委員　中　瀬　信　之
三重県監査委員　伊　賀　　恵

１　審査の対象

令和７年度三重県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

２　審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、三重県知事が作成した評価報告書について、三重県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

３　審査の実施内容

評価報告書について、三重県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

４　審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

ただし、県及び県民に大きな影響を及ぼした重大な不備として、「服務規律違反」に関する事案５件と「事務の遅延、未処理」に関する事案１件がそれぞれ発生した。また、これらを除く不適切な事案（運用上の不備）は、前年度から20件減少したものの、「金品亡失」（56件）や「交通法規に反する運転」（43件）を中心に251件発生し、財務上の不備も多かった（15のリスク項目あわせて108件）。この他にも、あらかじめ設定したリスクに対する事前の予防策が不十分であったとする不備（整備上の不備）が３件あった。

このため、今回のような重大な不備の再発防止に向けては、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を高めることはもとより、不正事案等が生じにくく、兆候を早期に把握できる体制構築を進める必要があるので、外部有識者等の協力を得て令和８年３月にと

りまとめた「不正事案等の再発防止に向けた取組」に基づき、必要な対策を全庁的かつ着実に進められたい。

また、不備を継続的に減らすため、以前に発生した不備や監査・出納検査等で受けた指摘を踏まえたリスクの設定を各所属が行うなど、リスクに対する備えを適切に行い内部統制の仕組みを通じた不断の事務改善に取り組まれたい。

あわせて、県内市町等、他の自治体で発生した不適切な事案の把握にも努め、特にこれまで認識できていなかったリスクについては、必要に応じて庁内に注意喚起を行うことなどにより、所属及び職員に向けて適正な事務執行を呼びかけられたい。

5　備考

調査対象期間において、運用上の重大な不備が6件あった。概要は次のとおりである。

（1）　「服務規律違反」

ア　セクシャル・ハラスメント

職員は、令和6年夏頃から、特に令和7年4月以降、勤務時間中に特定の職員の髪や肩を触るといった行為を日常的に行うとともに、令和7年6月に行われた職場の懇親会等において、複数の職員に対して、髪を触る、背後から抱き着く等のセクシャル・ハラスメント行為を行った。

イ　横領

職員は、令和6年4月から令和7年3月までの間、36回にわたり、職務として管理していた「三重県救急救命指導者セミナー実行委員会」の預金口座から、合計202万円余りの金銭を引き出し、自身の生活費等に私的に流用した。

ウ　パワー・ハラスメント

職員は、令和7年4月から6月頃にかけて、業務中に課の職員を恫喝し、怒鳴る、大声で詰め寄るといった相手を委縮させる行為を行ったり、人格を否定する発言や、他の者の面前で叱責する等のパワー・ハラスメント行為を行った。

エ　盗撮

職員は、令和7年11月、正当な理由なく津市内の公共施設の女性用トイレに侵入し、利用者の下着等を盗撮する目的で個室トイレにスマートフォンを差し入れたとして、建造物侵入及び三重県迷惑防止条例違反の容疑で逮捕された。

オ　窃盗

職員は、令和7年5月、公務で訪れていたホームセンターにおいて、マイクロＳＤカード1枚を万引きしたものとして、窃盗の容疑で警察による任意の事情聴取を受け、万引きの事実を認めた。

（2）　「事務の遅延、未処理」

ア　未決裁のまま処理

職員は、令和4年度から6年度において、事業所から提出された障害福祉サービス事業所としての指定更新や事業内容の変更等に係る書類を処理する際、所属長の決裁を受けることなく事務処理を進めるなど、計125件の不適切な事務処理を繰り返した。